

## テーマ 2

現在監査法人の監査報酬は被監査会社から支払われる「被監査会社負担方式」が採用されているが、この方式では監査をする相手から監査報酬が支払われるという構造上、利益相反が生じやすいという課題があると言われている。上記課題を解消するアプローチの一つとして公的基金方式が挙げられるが、公的基金方式に賛成か反対か。

## B 案：公的基金方式に反対

## ①1、監査品質・競争原理低下のおそれ

現在の監査制度では、監査法人は被監査会社から選任されるため、契約を維持するために監査品質の向上や人材育成に取り組むインセンティブが働いている。

しかし、公的基金方式では公的機関が監査法人を割り当てるため、監査法人間の競争原理が弱まり、品質改善や専門性向上への動機が低下するおそれがある。その結果、監査が形式的・画一的なものとなり、監査品質の低下につながる可能性がある。

## 2、制度設計が困難である点

公的基金方式には、制度設計が複雑かつ困難であるという問題がある。

監査法人ごとに強みがあるため公的機関が各企業に適切な監査法人を割り当てることは容易ではないことが挙げられる。

また公的基金方式では、公的機関が企業から手数料を徴収した上で監査法人へ報酬を配分するが、企業規模や監査リスクによって必要な監査水準は異なるため、どのような基準で手数料を徴収し、監査法人の割当てや報酬額を決定するのかという制度設計は困難である。

## ②上記以外の利益相反を解消するアプローチ

- 1、監査法人の選定や、報酬の決定について独立性の高い監査役会を関与させる。
- 2、共同監査を実施し、互いにチェックする体制を整える。ただし責任の所在が曖昧になる恐れがある。
- 3、監査法人をローテーションする。ただし引継ぎコストの増加や監査の品質低下を招く恐れがある。